

も く じ

「京都府議会 6 月定例会を終えて」 団長談話 1

「京都府経営改革プラン」は「府政解体プラン」 6

他会派の代表質問（その 2） 10

● 6 月定例会を終えて発表した「団長談話」です。

府議会 6 月定例会を終えて（談話）

2005 年 7 月 13 日

日本共産党京都府会議員団
団長 松尾 孝

6 月 23 日から開かれていた 6 月定例会は、7 月 8 日閉会した。今議会には J R 西日本の事故を受けて、K T R 安全対策のための補正予算などが提案されるとともに、「指定管理者制度」導入のための各施設設置条例改正や P F I 導入による府営住宅整備の契約案件の提案、府立高校つぶしの「再編案」の報告など、「経営改革プラン」にもとづく、山田知事の「自治体の役割放棄」がいつそう明確になった議会であった。

わが党議員団は、論戦と審議を通じ、「山田府政が府民に何をもたらすか」を明らかにするとともに、自治体の本来の役割をとりもどし、府民の願いを実現するために奮闘した。

1、4 月 25 日発生した J R 尼崎脱線事故をめぐって、わが党議員団は、J R 西日本が「安全を最優先に」としながらも、5000 人の人員削減計画をすすめるようとしていること、国土交通省が「安全対策も民間まかせ」としていることを厳しく批判するとともに、わが党議員団の調査にもとづく J R 各路線の危険箇所を具体的に示し、京都府としても府内の J R、私鉄路線の調査を行い、抜本的な安全対策を求めることを要求した。知事は、「公共交通の安全対策は事業者と国土交通省の責任と権限」としながらも、J R 西日本の「府内における実施計画について内容を点検し、府民の安心・安全を確保する立場から、必要なことは求めていく」と答弁した。今後、京都府として、J R 西日本に対して、必要な箇所への A T S や脱線防止ガードの設置、ホームの防護柵や転落感知マットの設置、ホームへの安全要員の配置など、具体的な安全対策を講じるよう、申し入れることが求められている。

また、わが党議員団は事故後ただちに K T R 幹部と懇談を行い、安全対策の強化を求めた。今回、K T R への A T S や脱線防止ガードの設置など予算措置が講じられたが、国が財政基盤の弱い第 3 セクターなどへ財政支援を拡充するよう求めるものである。

2、わが党議員団は代表質問で「経営改革プラン」をはじめとした山田知事の府政運営の基本姿勢について、第一に、府を「経営体」としてとらえ「経営の視点」や「受益と負担」を強調することは、「採算の合わない事業はやらない」「負担できない府民はサービスをがまんせよ」ということであることを指摘し、これは「住民の福祉の増進を図ること」を目的とする「自治体の役割と相容れない」ことを厳しく批判した。第二に、「民間企業との協働」は、財界が求める公的分野の市場開放要求にこたえようとするもので、「公の施設」への京都府の責任放棄であることを指摘。第三に、「集中と選択」も、「経営改革プラン」に「税源涵養のため将来性のある中小企業の育成支援」をかかげ、「将来性のない中小企業」は切り捨てるものと厳しく批判し、「税源涵養」というなら伝統地場産業、中小零細企業の経営を立て直してこそ府財政を安定させ、雇用も守ることができると指摘した。

こうした批判に対し知事は「『経営』の意義は府民目線に立って、限られた資源を最大限に活かし、府民に最大限のサービスを還元しようとするもの」「採算性は言っていない」と必死の弁解をしたが、すでに「経営の観点」から洛東病院を廃止し、高校つぶしを進めていることの「どこに府民目線があるのか」、「PFI導入によって中小企業の仕事が奪われているではないか」との再質問にまともに答えることができなかった。

また、府立高校の再編について「『採算性』という言葉は府立学校の再編で使ったことはない」と居直ったが、1月30日の京都新聞紙上で自らが「経営の観点で高校再編を」と発言していることをごまかそうとするものである。

知事のこうした基本姿勢は、「小泉改革に同感」（1/30京都新聞）とのべているように、小泉「構造改革」と同様に「もうけ第一の競争社会」「ルールなき弱肉強食の社会」をつくろうとするもので、府民の願いと自治体の役割に背を向けるものであることがますます明らかとなった。

自民党も代表質問で「経営改革プラン」でいう「集中と選択」について「『集中』から取り残される事業や『選択』から除外される事業がでる。その分、府民サービスが低下する」と発言しており、山田知事の「集中と選択」が府民との矛盾を深めることを危惧せざるを得なくなっている。

3、今議会に、府立の30施設を民間企業に運営と管理を任せることのできる「指定管理者制度導入」の関係条例改正が提案された。

これは、「経費削減」を目的に、公的責任を放棄して民間企業に自治体関係市場を開放しようとするものである。しかし、この間のわが党議員団の議会での論戦や「公的責任を守れ」「事業団職員の雇用の確保を」などの関係職場や府民の運動で、知事も「府として公的責務を十分果たす視点から、福祉関係施設など入所者の立場にたった安定したきめ細かな運営が必要な施設と、建物の管理業務が中心となる施設では、指定に当たって考慮すべき事項はおのずと違ってくる。今後施設の特性も踏まえ、公募により広く募集するのが適当か、現行の管理運営団体が引き続き管理運営に当たるのが良いか検討していく」「プロパー職員の雇用処遇については、法的な問題も含め十分な配慮が必要で、検討を重ねている」と答弁せざるをえなくなった。

この答弁からすれば、本来なら一つ一つの施設の特性に応じ「直営に戻すこと」も含めた検討や選定基準を示し、管理者を「公募・非公募」どちらで行うのかななどを議会に明らかにし、一体で審議を求めるべきである。ところが知事は「民間企業の参入も可能」とする条例改正だけを提案したもので、わが党議員団はこうしたやり方を批判し、本議案に反対した。

また、PFIによる府営住宅常団地の建替えの契約案件について、「大手企業が受注し、中小企業の仕事が奪われたではないか」と質したのに対し、知事は「地元の中小企業にぜひとも発注していただきたいとお願いしているところ」と述べたが、これはせいぜい3次、4次下請けに「地元中小企業に発注をお願いする」としたもので、これまでの分割発注による中小企業の仕事確保の努力

とはほど遠いものである。

- 4、府教委が5月24日に一方的に発表した、道理のない「城南高校と西宇治高校、南八幡高校と八幡高校の統廃合、城南、南八幡高校跡地に養護学校建設計画（案）」は、生徒、教職員、保護者、卒業生など関係者に大きな衝撃を与え、怒りと不安が広がっている。

しかも、府教委のこれまでの「高校再編とリンクさせない」との説明をくつがえし、高校再編とリンクさせたため、養護学校建設が今後7～8年先送りとなるだけでなく、求められていた城陽市に建設しないため、宇治の養護学校は200人近い超マンモス校となり、桃山学園の生徒は八幡に通学を強いられるなど大きな矛盾を生むものとなっている。

わが党議員団は、この統廃合計画案について、関係者に事前にはなんら説明もなく府民不在、議会軽視であることを厳しく批判したが、知事は府教委に「府民によくお知らせし、理解を求めながらすすめてほしいと言っている」と答弁した。しかし、それならば「統廃合実施」を前提に、すでにスタートしている八幡高校と南八幡高校の再編準備委員会はただちに中止すべきであり、関係者の理解を得るため府教委として説明会を開催し、出される意見に誠実に答えることを表明すべきである。

府教委は今後、山城地域だけでなく、京都市内や北部地域でも高校統廃合を進めようとしている。「特色ある学校づくり」「生徒や父母のニーズに応えた学校」を口実に、地域の学校がなくなるとともに、普通科が減らされ、生徒間競争をいっそう激しくさせようとするものである。

さらに今議会に、園部高校に付属中学校を併設し、「中高一貫校」とする条例案と整備のための予算案が提案されたが、すでに2年目を迎えた洛北高校付属中学校が受験競争の低年齢化を引き起こしており、これを拡大するものである。

また、文科省の調査結果でも習熟度別の少人数授業より少人数学級の方が、教育効果が高いことが明らかとなり、文科省も「少人数学級編成」の方向で検討を始めていることを示し、少人数学級実現を求めたのに対し、教育長は「さまざまな意見がある」と、「習熟度別授業」などの「京都方式」に固執する態度をとった。

府教委がすすめるこうした「競争」教育の拡大は、「極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもが発達のゆがみにさらされている」と国連子ども権利委員会からも厳しく指摘されていることに背を向けるものである。

わが党議員団は、子どもの健やかな成長を願うすべての府民とともに、「経営の観点」での高校つぶしを許さず、少人数学級の実現をはじめ、生徒児童の安全対策など教育条件の整備めざして引き続き奮闘するものである。

- 5、小泉首相の靖国参拝問題は、日本とアジア、世界の戦後政治の出発点をゆがめるものとして、アジア各国はもちろん世界から厳しい批判をあげ、「首相の靖国参拝は中止を」の声が大きく広がっている。わが党議員団は、知事としても「中止を求めるべき」と求めたところ、山田知事は「小泉首相が私人として参拝されている以上、首相ご自身の総合的な判断をして行動されるべきと考え」と事実上小泉首相の態度を容認する態度を表明した。これは、知事がいくら「中国、韓国をはじめアジア各国との良好な関係を保つことは非常に重要、アジア各国との友好交流に貢献する」と語っても、それとまったく相容れない事態となっている「首相の靖国参拝」に何も語れないのでは、本当のアジア諸国との友好関係を築くことはできない。

また憲法について、知事は全国知事会の憲法問題特別委員会で「地方から憲法についてものいえるよう本質的議論を」「自治の章に限定すると幅の狭い議論になる」と発言しておきながら、「9条2項についてはどう考えるのか」と質すと、「各国の人々が国境を越えて協調し、人類の共存と

未来を守ろうとする精神、こういうものを踏まえて議論すべきである」と答えたが、この答弁は、自民党や民主党の憲法改悪派の論旨と深く重なり合うものである。

自民党新憲法起草委員会が7日に発表した「改憲要綱案」でも、前文で「国際協調を旨とし、積極的に世界の平和と諸国民の幸福に貢献する。地球上いずこにおいても圧制や人権侵害を排除するため不断の努力を怠らない」とし、9条1項では「積極的に国際社会の平和に向けて努力する」ことを明記し、9条2項では「自衛軍の保持」「自衛軍は、国際の平和と安定に寄与することができる」と海外派兵を可能としようとするものである。

民主党・鳩山元代表の「憲法改正試案」でも「国際協調の再定義」がいわれ、「自衛軍を保持し」、国際協調のため「国連による国際警察軍的な活動への参加は容認する」としている。

山田知事が憲法9条2項を守ることについては、なにも言わずに、「各国の人々が国境を越えて協調し、人類の共存と未来を守ろうとする精神」を「踏まえて議論すべき」と答えたことは、こうした自民党や民主党の改憲派と同じ考え方にたつことを表明したものである。

こうした山田知事の改憲派としての態度は、憲法を守り、平和な日本と世界をと願う多くの府民に背を向けるものである。

- 6、2月議会への「京丹波町」の「配置分合」につづき、今議会には、3件の「市町の廃置分合」が提案された。園部町・八木町・日吉町・美山町を合併し「南丹市」とすること、及び大江町・夜久野町・三和町を福知山市に編入合併する二つの「配置分合」については、住民投票を求める町民の大きな声があるにもかかわらず、これを拒否して強引に進めた合併であることから反対した。野田川町・岩滝町・加悦町を合併して、「与謝野町」とすることについては、府が押し付けた1市4町の枠組みに住民が反対し、一部に不十分さはあるものの、全体として住民の意見をいかす形ですすめられたものであり、賛成の態度をとった。

この間、「京丹後市」から始まった、総務省とその出先機関化のような京都府による強引な合併押し付けのもとで、多くの住民が「町の将来は住民が決める」と住民投票を求める直接請求や議会の解散請求、町長選挙など「住民自治」を求めるかつてない取り組みが行われた。これは府民の住民自治の底力を示す重要なものである。同時に、合併後の京丹後市の深刻な財政状況や住民負担の増大、台風23号災害対応の遅れなどは、「合併」が住民の暮らしを守る自治体の役割を後退させるものであることもすでに明らかとなっている。わが党議員団は、合併を余儀なくされた市町でも、住民の福祉の向上をはかる自治体本来の役割を発揮するため、引き続き奮闘するものである。

- 7、今議会開会中に政府税制調査会が発表した、定率減税の廃止、給与所得控除や扶養者控除などサラリーマンへの大増税計画の「論点整理」は、サラリーマンはもちろん多くの国民に大きな衝撃を与え、怒りと不安が広がっている。

わが党議員団は、府民の暮らしと京都経済に大打撃を与えるものとして「大増税を実施しないよう求める意見書案」を提案したが、自民・公明・民主・新政会の与党会派は、これに反対し否決した。これは政府与党の自民、公明だけでなく、民主党も増税派であり、地方政治でも、国政でもオール与党で悪政をすすめようとする勢力であることを示したものである。

自民党など与党会派は、「第二名神高速道路の整備促進を求める意見書」を提案したが、すでに政府自身が名神高速と京滋バイパスがあるうえに「三重ルート」となる第二名神の必要性はないとしており、しかも大津・高槻間で1兆2200億円、1キロ当たり300億円以上もの巨額の投資が必要であり、国、地方の財政状況から見ても実施すべきでないことは明白である。

こうしたムダな大型公共事業を相変わらずすすめようとする態度は、まったく無責任な態度であるとともに、とりわけ民主党は、国会の場では「必要ない」としながら、地方では「推進」を求め

るという国民を欺く、その場しのぎの態度をとった。

8、今議会でも、議会での日本共産党の論戦と府民の運動が、府政を動かす力であることを示した。

①「伝統と文化のものづくり産業振興条例」（仮称）案の骨子が報告され、府民の意見募集が始まった。これは、98年12月にわが党議員団が「和装、伝統産業振興条例大綱」を発表するなど、西陣をはじめ伝統産業の振興をもとめる多くの関係者の運動が実ったものである。

条例案骨子では「人づくり、ものづくり、環境づくり」の基本理念を明らかにするとともに、「必要な財政措置を講じます」とするなど積極的内容もあるが、「伝統的なものづくり産業の振興」に果たす「府の役割」は、「連携し、支援する」にとどまっている。また、必要な伝統産業の実態調査や振興計画づくりへの「府の役割」が明記されていないことや伝統産業の「応援団」的な「府民会議（仮称）の設置」は言われているが、振興を図るための産・学・公の連携した「振興協議会」などの組織づくりはふれていない。今後、こうした問題点への意見とともに、「基本的な施策」は「幅広いご意見を伺いながら検討」としており、関係者の積極的な意見を提出することが求められている。

わが党議員団は、引き続き、実効ある条例となるよう全力を尽くすものである。

②過大な水需要予測をもとにすすめられてきた府営水道の水利権の確保について、わが党議員団は丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発からの撤退を求めてきたが、今議会開会中に、近畿地方整備局が、大戸川ダムの中止、丹生ダムの縮小見直しを発表した。知事は「府の考えをおおむね配慮した形」と表明したが、京都府が長年にわたって過大な水需要予測をもとに「水利権確保のためダムは必要」としてきた態度が破綻したものである。

しかし、京都府は依然として、渇水時でも府民が最大に水を使うことを前提にした「最大給水量」をもとに水需要予測をたて、天ヶ瀬ダム再開発事業は必要との態度をとっている。水道懇の副座長も「大阪府では平均給水量を使って予測している」としており、まったく道理のないものである。これを是正するなら水利権をさらに減少させ、府民の水道料の負担も軽減される。わが党議員団は引き続き見直しを求めて奮闘するものである。

9、今議会で常任・特別委員会委員と正副委員長の改選が行われた。わが党議員団は、10年来続いてきた、委員会運営の役職からわが党議員を排除し、与党会派でポスト配分を行うやり方について、議長と各会派に対し「議会運営は議会を構成するすべての会派に対し、公正公平に行うこと。そのためにも正副委員長からわが党議員団を排除することを改めること」を申し入れ、その改善のために奮闘した。しかし、与党会派はこれを拒否し、またもやわが党議員団を排除する暴挙を行った。こうしたやり方は、議会の機能を強化するための改革の取り組みにも逆行するものであり、与党会派の道理のなさを示すもので、厳しく糾弾するものである。

また、議会運営の活性化に向けて、2月議会からインターネットでのライブ中継が実施されるなど改善が図られてきたが、9月議会から、本会議質問について「一括質問、一括答弁」の現在のやり方を改善し、「分割・分答も可とする」ことが確認され、実施されることとなった。これによって、再質問が1回とされていた制限がなくなり、理事者の不誠実な答弁を糾すなど、より議会論戦を活発化させることができ、府民にとってもわかりやすい議会へと前進させることができることとなった。

わが党議員団は、議員の「費用弁償」について、その見直しを各会派に提案し、「今後、検討をすすめるための全会派による研究会をたちあげる」ことが合意された。わが党議員団は、「費用弁償」はあくまでも「必要な経費の実費」であり、早急に改善するよう求め奮闘するものである。

- 京都府の経営改革プランについて府会議員団が発表した見解です。

「京都府経営改革プラン」は「府政解体プラン」 府民一人ひとりの暮らしを支え、憲法を暮らしに生かす、もう一つの京都府政を

2005年7月8日
日本共産党京都府会議員団

はじめに

京都府は今年3月、「京都府経営改革プラン（新・財政健全化指針）～府民目線に立った税金の有効活用を目指して～」を発表しました。

このプランは、「行財政改革指針（かいかくナビ）」（平成15年9月発表）の「財政版」と位置づけられたもので、「京都府の役割を見つめ直し」「経営的な観点に立って、今後の行財政運営の具体的方策を示した」とされており、山田府政のめざす方向とその本質をハッキリと示したものです。その特徴は、今後400億円を超える府民サービスの削減や、1000名もの人員削減などの大リストラを進めるとともに、京都府の仕事を民間に「丸投げ」する方向を示したことなどです。6月議会では、指定管理者制度の導入のための関係条例の制定をはじめ、その方向がいよいよ具体的に明確になりました。

わが党議員団は、「京都府経営改革プラン」にもとづく、自治体の役割放棄・解体を許さない府民的運動をよびかけるものです。

1、「京都府経営改革プラン」の背景—小泉流「構造改革」路線は自治体をどこに導くか

いま、国は「官から民へ」「国から地方へ」を合い言葉に、「自治体構造改革」を強力に推し進めています。その特徴は、①市町村合併と道州制の導入、②「三位一体の改革」の名による地方財政の縮小、③地方自治体の行政改革＝リストラと民間開放の推進などです。これらは、財界奉仕の地方制度づくりであり、まさに戦後の地方自治・地方制度の大改悪です。この中でいま、地方自治体においては、強引な「市町村合併」や「アウトソーシング」をはじめ、自治体の解体ともいわれる事態が各地で広がり、自治体はそのあり方をめぐって、歴史的岐路に直面しています。

そもそも、この小泉流「構造改革」路線とは、小泉内閣の基本方針「骨太の方針2001」の中で本格的に掲げられたもので、『民間でできることは、できるだけ民間に委ねる』という原則のもと、徹底した行政改革を行う」として、「民間開放」と「自治体の空洞化」をすすめようとするものです。そして、公共サービスについて、市場メカニズムにもとづき、「民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人化等の方策の活用」を進め、公共事業についても、「建設、維持、管理、運営それぞれについて、可能なものは民間に任せることを基本にする」としています。社会保障制度についても、「民間部門で実現可能な機能はそこに委ねる」など、あらゆる分野での「民間開放」が掲げられています。

しかも、この「構造改革」路線は、かつての「臨調行革」時代の「民間活力論」と異なり、『民』でできないことはないとの理念にたって、民間企業の利潤確保のために公的分野の民間開放を一気に進めようとするところにその本質があります。それは日本経団連の2004年版「経営労働政策委員会報告」で、「規制緩和を通じて行政サービスを民間に開放し、この分野の膨大な潜在的需要を顕在化させる」とのべているとおり、財界が自治体の市場化を大企業のビジネスチャンスと位置づけて

いることから明らかです。

こうした国の動きを背景に、すでに全国では、自治体の公的責任の解体ともいえるべき事態が進んでいます。例えば埼玉県志木市では、「ローコストの市政を実現する」として「地方自立計画・行政パートナー制度」を導入（2003年8月1日実施）し、市民やNPOを有償パートナーとして、市と業務委託契約を結び、「将来は現行職員530人（市民病院を除く）を専門官50人に減らす」としています。専門官は、政策立案や管理業務、公権力の行使や市民のプライバシーに関する業務のみを行い、それ以外の直接的な行政の仕事はすべて民間に委ねるという究極の方法がすすめられています。神奈川県横浜市では、中田市長の下、2002年9月に「横浜リバイバルプラン」を策定し、「民の力が存分に発揮される都市・横浜の実現」を目指し「市民とともに都市を経営する」都市経営を強力に推進すると述べ、2003年10月には、「アクションプラン」として「市役所の構造改革・行動改革 工程表」が発表されています。その下で、前市長が2002年に600億円かけて改築し、「医療、とくに精神科救急や難病対策については、公がやらなければならない。民営化はしない」としていた横浜市立港湾病院を指定管理者制度の導入により民間委託、また、横浜市立大学がこの4月から公立大学法人として再編、公立保育所も計画的に民営化、小学校は統廃合されるなど、次々と実施されています。

こうした動きは府県段階でも顕著で、知事が「府をなくす」とまで述べた大阪府では、「教育改革プログラム」にもとづき、廃校予定の府立高校20校のうち18校分の跡地を710億円で売却、また5つの府立病院を独立行政法人化する動きが強められています。

2、総務省「新地方行革指針」の狙いをそのまま京都に持ち込む山田府政

一京都府は「総務省京都出張所」か？

山田知事が「小泉流改革に賛成」（「京都新聞での新春対談」）と強調したように、「経営改革プラン」で推進しようとする「構造改革」、「経営改革」の内容は、小泉流「構造改革」の考えとまったく同じものです。

「経営改革プラン」が発表された翌日の3月29日、総務省が「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」を策定し、全国の地方自治体に通知をしました。通知文は「この指針を参考としてより一層積極的な行政改革の推進に努める」として、地方自治体が2005年度から、おおむね5年間の「集中改革プラン」を策定し公表することを促すなど、政府の進める「行政改革」の具体化を自治体に厳しく迫るものとなっています。また、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化として①民間委託等の推進、②指定管理者制度の活用、③PFI手法の適切な活用、④独立行政法人制度の活用、⑤地方公営企業の経営健全化、⑥第三セクターの抜本的な見直し、⑦地方公社の経営健全化、⑧地域協働の推進、⑨市町村への権限移譲、⑩出先機関の見直し、などの課題を列挙し、さらに、定員管理や電子自治体の推進なども盛り込まれています。

これらは、すでに山田知事が就任以降3年間にわたり取り組み、「経営改革プラン」にも、その手法の多くを盛り込んでいるものです。このように「経営改革プラン」は総務省流の「自治体構造改革」路線の進め方そのものです。そのことは、知事、副知事、総務部長がすべて総務省出身者で占められている全国で唯一の異常な体制と無縁ではありません。京都府庁はまさに「総務省京都出張所」となっているのです。

3、「京都府経営改革プラン」は何をめざし、どこに行き着こうとしているのか

①自治体を「経営体」ととらえる—「削減型」から「経営型」に転換

山田知事は、京都府政をひとつの「経営体」とみなし、これまでの「削減型改革は限界」であり、「行政手法を根本的に見直し、行財政改革を断行して、採算性を最優先する府政へ転換しようとしています。

6月議会で山田知事は『「経営」の意義は、限られた資源を最大限に生かし、府民に最大のサービスを還元するもの、「府民の目線に立った税金の有効活用をめざすこと」、「採算性」などという言葉は『経営改革プラン』にはない』などと言いつつを言いました。しかし、山田知事が今年度予算で「250億円の経営改革を断行」として行ったのは、生活保護見舞金の廃止、介護保険利用料軽減措置の廃止など、府民の暮らしを支える施策の切り捨てです。そして、府幹部に対し「今年の大きな目標として価値を生まない事業の廃止を行っていただきたい」（4月21日 部課長公所長会議）と述べ、今後さらに400億円（経営改革プラン）の府民サービスの切り捨てです。また、京都府立洛東病院の廃止に続いて、「経営の観点」からの府立高校つぶしです。今後さらに府立大学の独立法人化や、府民の財産である府有施設を「ファシリティマネジメント」（経営的視点から行う経営管理）の名で切り売りする、など「経営効率最優先」で自治体の役割を投げ捨てる府政運営を矢継ぎ早にトップダウンで進めようとしています。

このように、京都府政を「経営体」ととらえることは、行政の責任の範囲を縮小し、市場化・民営化を重点的に取り組もうとするものです。さらに、府民を「顧客」としてとらえることで、これまで主人公である府民が、誰でもどこに住んでいても、基本的権利が保障されるだけの行政サービスを受けられるという本来の姿を否定し、「顧客」である府民の受益者負担は当然として、行政と府民を自由な私的契約関係におきかえようとするものです。山田知事の「受益と負担の原則」とは、「行政サービスを受ける限り、負担をするのが当然」とするもので、その裏返しは、「負担できないものは、切り捨てる」という「自立自助」の押しつけです。

②「民間企業との協働」は財界・大企業が望む行政の市場開放の道

これまで山田知事は「NPOとの協働」や「府民との協働」などと述べてきましたが、今回初めて「民間企業との協働」という言葉が入りました。「行政と府民・民間企業・市町村等がその能力と適正に応じた役割分担を行い…公的サービスの質的改善を図る」と述べるものの、民間企業との役割分担の柱は「アウトソーシング」と「PFIの導入」となっています。すでにPFIの導入で、これまで地元中小企業に分離分割発注してきた府営住宅建設についても、建築から管理まで数十年にわたり一括して委託することとなり、事実上大手企業しか受注できないようになりました。また、6月議会で「アウトソーシング」の手法の一つである「指定管理者制度」を京都府の施設に導入することが決まりました。これらは、行政の仕事を民間に開放する道を本格的に進め、資本力のある民間大企業に儲かる仕事を提供する以外の何ものでもありません。

そもそも求められる効果的効率的な行政改革は、それを担う全体の奉仕者としての公務員の専門性と継続性、府民の知恵と総意によってこそ、可能であるにもかかわらず、それに反し、行政責任を放棄する方向ですすめようとするものです。現に山田知事は「公務員を1000人減らすことこそ目的」、「国の削減の仕方では足りない」と述べるなど、暮らしを支える仕事の最前線で働く公務員を減らすことを最優先にし、「効果的・効率的な行政経営体制の確立」を名目に、行政の仕事を「大手民間企業」に開放する道を開いてきています。

③「集中と選択」による施策の見直しで、勝ち組応援へ

「経営改革プラン」は「真に必要な行政分野・行政サービスに限られた財源を重点的に投下していく経営感覚を重視した施策体系を確立」とし、その理由に「平成20年頃には経常的に単年度で約500億円の収支不足」が生じると「財政の厳しさ」を挙げています。そもそも「三位一体改革」とは、国による地方交付税等の財政削減が最大目的であるにもかかわらず、山田知事は「三位一体改革の推進」を求める一方、「プラン」では「平成16年度には国の厳しい地方財政抑制策により約300億円に上る地方交付税等が突然削減され」と指摘するなど、全く矛盾した態度をとっています。「財政が大変」というのなら、まず国の地方財政切り捨て策でしかない「三位一体改革」にこそ、きっぱり反対の態度をとるべきです。

しかも、知事は「集中と選択」として、本来メスを入れるべき京都市内高速道路や不要不急の舞鶴港和田埠頭建設、府が返済を肩代わりする「同和」奨学金償還対策事業などには一切メスをいれず、自治体の仕事である「府民福祉の増進」にかかわる施策は次々と切り捨てています。そして「選択」し「集中」するのは、企業誘致補助金を1社につき5億から20億円に引き上げ、空前の儲けをしている日産の子会社に適用するなど、力もお金もある者への「集中」となっています。これでは、負け組みをいっそう増やす、勝ち組支援の「集中と選択」にほかなりません。

このような総務省流の「経営改革プラン」の推進によって生じる、府民への痛みを覆い隠すため、あらゆる場面で「府民発・府民参画・府民協働」などの言葉を使い、その手法として形だけのパブリックコメント制度等を多用し、そのことをもって府民の意見を聞いたものとみなすことや、また一方では議会の関与を狭めるなどの動きが顕著になっています。

4、「府民一人ひとりの暮らしを支える、憲法を暮らしに生かす京都府政を」

—もうひとつの「改革」こそ、府民の暮らしを守る道

そもそも地方自治体は、地方自治法に規定され、また日本国憲法に明記されているとおり、住民自身の知恵と総意によって、一人ひとりの暮らしを支える組織です。それだけに、すべての府民の暮らしを支えることこそ本来の役割です。しかも、施策の決定と実施は、住民の自治にもとづくものでなければなりません。

かつて、28年間府民によって支えられてきた蜷川民主府政は、府民の暮らしと京都経済の実態や特性から出発した政策と運営を展開しました。そして府民、府職員、市町村あげでの総合的な取り組みが、府民の暮らしを支えてきました。そのことは、1978年、蜷川虎三京都府知事が退陣表明したとき、当時のマスコミも「30年近くにもわたって『住民の暮らしを守る』地方自治の精神を貫き通してきた」「“地方自治の灯台”であったと評価してもよいのではないか」（毎日新聞社説）と述べたことに示されています。

いま、長引く不況と小泉「構造改革」によって、府民の暮らしがかつてなく痛めつけられています。そうした時、府民が望むのは、山田府政がすすめる「経営効率最優先」「勝ち組応援」の京都府政ではありません。求められているのは、「府民一人ひとりの暮らしを支える府政」、「憲法を暮らしに生かす府政」への転換—「府民福祉の向上」をめざすという「地方自治の本旨」にたち、本来の役割を發揮する自治体の再生です。

こうした立場から、わが党議員団は、府民のみなさんの要求・運動と結んだ議会での取り組みを行うとともに、来春の京都府知事選挙で勝利し、新しい府政の実現をめざし全力をあげるものです。

● 他党派の代表質問と答弁の概要をご紹介します。

稲荷 義晴（新政会、亀岡市）2005年6月28日

1、交通機関の安全対策について

【稲荷】今回のJR福知山線列車事故は、(1)超過密ダイヤの編成など、利益優先の経営体質の下、運転士に精神的・肉体的負担を強いたことが原因ではないかとの指摘がある。こうした事象は、あらゆる交通事業者に危惧される問題と考えるが、安心・安全の観点から、府内の鉄道・バス事業者に対して、どのような取組みを行ったのか。

【知事】人命を預かる交通事業者は、何よりも安全を第一にしなければならないという基本が、ないがしろにされていたのではないかという思いをもたざるを得ない。府も直ちにJR西日本に対し、事故原因の早期究明及び、安全運行の徹底を申し入れ、府内すべての民間鉄道事業者やバス事業者に対し、改めて安全対策の徹底を要請した。

【稲荷】(2)今定例会に、KTRの緊急安全対策に係る予算が提案されているが、KTRにおいては、今回の事故の教訓を踏まえ、乗務員の心身の健康管理も含め、これまでどのような安全確保対策を講じてきたのか。また、今後の取組方策はどうか。

【知事】私自身、再三にわたり事故原因の早期究明や、安全対策の徹底を要望してきた。また、KTRでは開業以来、安全な列車運行を至上命題と位置づけ、防災行政無線設備の一部を活用した列車無線整備など、先進的な安全対策に万全を尽くしてきた。本年3月に、同じ第三セクター土佐くろしお鉄道で、行き止まりをオーバーして突入するという事故が起きたが、KTRは、その対策を以前からとっている。今回の事故を受け、乗務員に対し、安全運転の徹底を図るとともに、添乗指導や乗務前の健康状況の確認を再徹底している。睡眠時無呼吸症候群については、医師の問診を含む健康診断や運転適性検査を行ってきた。

今回の事故の教訓をふまえ、列車事故を想定した図上訓練を5月25日に実施した。緊急時には、非番社員も直ちに現場に参集することや、連絡通報手段を再確認し、さまざまな事態を想定した訓練を重ねている。施設面でも、車両や信号等設備を総点検し、異常がないことが確認されている。府も人的ミスが起こりえることを想定し、万一に備え、国の基準を上回る対策を講じることとし、今回必要な予算を提案した。具体的にはKTRで、現場の乗務員の意見をふまえ検討された計画をもとに、速度超過を防止できる改良型ATSの設置をカーブとポイント下り急勾配に行っていく。カーブは国の基準に上乘せし、ポイント下り急勾配については、国の基準に先立って整備を行いたい。さらに脱線防止ガードの設置や、速度制限装置の設置を今年度中に実施する。

【稲荷】(3)JR山陰本線京都・園部間の複線化事業については、平成20年度の完成に向け、進められているが、工期の遅れることなく、事業推進に取組まれるよう要望する。

2、高齢者対策について

【稲荷】介護保険制度とともに、高齢者等の生活を支える「車の両輪」として導入された成年後見制度が、未だ広く浸透していない状況にある中、認知症の高齢者が悪質業者に金具を騙し取られる事件が頻発している。他府県では、高齢者の生活を支援するための「成年後見センター」の設立や成年後見制度の申立てに要する費用を助成する市町村もある中、高齢者対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。(1)府内における認知症高齢者の実態はどうか。また、認知症高齢者の権利擁護について、本府の取組状況及び今後の取組方策はどうか。

【知事】府の認知症高齢者は、さまざまな問題もあり正確な数字は示せないが、国が基にしている推計によると、京都市を含む府域全域で、約3万5千人になるとも言われている。さらに増加すると思われる認知症高齢者の権利擁護は、大変重要な課題。このため府では、平成12年の2月から、生活支援委を派遣し、福祉サービスの利用手続きの代行や、契約締結の援助、日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業を実施してきた。この相談件数も5年間で10倍以上に増加している。

【稲荷】(2)認知症高齢者が、成年後見制度をはじめとする諸制度を十分活用できるようにするためには、府と市町村の連携の下、民生委員を活用する等の手法で、制度の周知徹底にまず取り組むべきと考えるがどうか。

【知事】成年後見制度の利用に対する支援は、市町村の在宅介護支援センターでの高齢者の相談、スカイセンターの高齢者情報相談センターによる情報提供や弁護士による専門相談といった相談体制を整備している。市町村による広報普及や市町村長が後見等の申し合わせを行った場合に要する経費に対し、助成している。成年後見制度は、裁判所の申し立てを要することもあり、府民になじみにくく、手続きも煩雑であるため、その普及が、まだまだ不十分である。市町村広報や民生委員等を通じるなど、さまざまな方法により、いっそう周知を図り、相談体制の充実に努力をしていかなければならない。とくに、今回の介護

保険法改正により創設される市町村の地域包括支援センターでは、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の情報提供など、高齢者の権利擁護のために必要な援助を行うとされており、府として市町村に対し、助言、支援を行い、来年4月の施行時から円滑な実施に全力を挙げたい。今後、この地域包括支援センターを中心に、民生委員など地域の福祉にかかわる人たちのネットワークが構成され、それぞれが役割を十分に発揮する中で、地域全体でお年寄りを見守る体制を整えていくことが重要であり、日常、高齢者の方が地域で生活を安心して送れるよう、全力をつくしていきたい。

【稲荷】 (3) 認知症高齢者を狙い打ちにした悪質な事案について、府内での発生状況及び検挙状況はどうか。また、こうした事案に対しては、警察力による断固たる対応を期待するものであるが、今後の取組方針はどうか。

【警察本部長】 高齢者をターゲットとした悪質な住宅リフォームや訪問販売などの相談状況は、昨年1年間で140件、本年5月末現在で49件、警察安全相談や悪質商法110番に寄せられている。この種の悪質事犯を昨年1年間で34件22人、本年5月末現在で10件14人を特定商取引に関する法律違反等で検挙している。各種の広報媒体を活用した広報啓発活動や、行政機関等と連携した対策を推進し、交番の警察官による高齢者宅への訪問活動、警察署が発行する地域安全ニュースや、交番だよりの高齢者宅への配布などで、この種犯罪の未然防止に努めたい。

3、教育問題について

【稲荷】 (1) 戦後の急激な高度成長の中で、物質的な豊かさがもたらされた反面、道徳観や倫理観が置き去りにされるなど、我が国の将来を懸念せざるを得ない厳しい教育環境にある。新教育長には、本府の教育改革にその手腕を大いに発揮されることを期待するものであるが、教育改革の推進に対する決意はどうか。

【教育長】 戦後の教育は国民の水準を高め、社会経済の発展に大きく貢献してきた反面、子どもたちに社会の一員としての批判意識や他人を思いやる心が乏しくなってきたのではないかと憂慮している。日本人のアイデンティティーをもった心豊かでたくましい人間の育成に努めていきたい。教育は広い意味での文化を次の世代に伝え、社会を継承発展させる営みであり、まさに国づくりの根本をなすものであることから、ゆるぎない方針の下で推進する必要があるものと考えている。教育改革では、京都府の教育改革の指針となる「京の子ども・夢・未来プラン21」をしっかりと推進することが重要であると考え、学びと育みの京都の名にふさわしい、京都らしい先進的な教育を実現するために全力で取り組んでいきたい。

【稲荷】 (2) 教育の最前線にいる教員の指導力と熱意の向上が求められる中、本府においては、優秀教職員の表彰や課題がある職員に対する特別研修の実施など、信賞必罰の視点に立った人事管理システムを稼働されている。今年度から、新しい教員の評価制度が全校で試行されていると聞く中、これまでの信賞必罰のシステムの更なる発展的取組みを期待するものであるが、今後の取組方針はどうか。

【教育長】 今年度からすべての学校で施行している教職員評価制度は、教職員一人ひとりがその活動内容を自己評価し、管理職による評価をふまえて、指導力の更なる向上を目指そうとするもの。このような教職員評価制度により、全体の資質向上をはかるとともに、他の教職員の模範となる優秀教職員については、人事配置や、積極的な承認などの処遇を行ってきたが、今後卓越した指導力を有する教員に対しては、校長、教頭などの管理職とは別の新たな職を設置するなど、処遇面での対応を検討していきたい。一方、指導力に課題のある教員に対しては、学校現場から切り離して特別研修を受講させ、指導力の回復をはかってきたが、回復が見込めない場合には、分限免職や退職勧奨、転職措置などの厳正な対応を行ってきた。今後とも該当教員の状況をふまえて、任命権者としての姿勢を明確にした対応をしていきたい。

【稲荷】 (3) 平成14年度から、生徒の評価が相対評価から絶対評価に転換されたが、絶対評価は、試験結果に加え、学習への意欲・判断力・思考力等の評価も求められることから、教員の主観に左右される部分が多く、教員自身はもとより、生徒や保護者にも不安感が広がっている。私は、生徒の評価は、公正かつ客観的なものでなければ、学校の信頼を得られないだけでなく、将来ある子ども達の芽を摘み取ってしまうことにもなりかねないと危惧するが、導入から3年が経過した今日、とりわけ中学校における絶対評価のあり方について、どのように考えているのか。

【教育長】 児童評価については教員の主観に陥らないよう、評価の客観性を確保することが重要な課題であると認識し、各学校では学習指導要領で示された目標に評価基準を整備してきた。個々の評価の実施にあたっては、評価結果を児童生徒が意欲的に受け止め、やる気を高めるように、本人や保護者に説明責任を果たすとともに、評価した結果をその後の指導に生かして、学力の向上に努めていくことが、何よりも大切であり、高校への進学等を控える中学校では、とくにしっかりと対応が必要であると考えている。

今後とも、この評価の趣旨を各教員に理解させ、一人ひとりの児童生徒の学ぶ意欲が高まり、学力の向上に結びつく評価となるよう、市町村教育委員会とともに、徹底をはかっていきたい。

4、農業問題について

【稲荷】 (1) 農業を我が国の根幹をなす重要な産業として明確に位置付け、将来を見据えた農業政策を推進していくためには、農村集落の機能維持と担い手の確保・育成が重要な課題と考え、①農家の可処分所得に占める農業所得が2割にも満たない実情にある中、本府が独自に、農業従事者がせめて他産業並みの所得水準を担保できるようなシステムづくりに着手すべきと考えるがどうか。

【知事】 府では経営規模の零細な農家が多く、集落規模が小さいので、地域農業の維持発展を図るためには、専業農家をはじめ、女性や高齢者、受託組織等を含めた多様な担い手確保育成が重要である。これからの農業経営の中心となる専業経営をめざす、意欲ある若い担い手に対しては、十分な所得水準が確保できるよう、京野菜など収益性の高い農業経営のための施設整備や経営指導などを積極的に支援している。水菜や九条ネギ、花卉等の施設栽培を中心に高い所得を上げる事例もかなり生まれてきている。立地特性や、伝統文化、ブランド力など、京都ならではの優位性を最大限に生かし、京野菜や花卉、お茶等の生産拡大をはじめ、黒大豆、小豆についても機械化による生産性の効率化を進めるなど、収益性の高い農業の振興を図り、府農業をリードする担い手の所得向上につなげていきたい。

【稲荷】 ②農業の担い手対策の一層の強化が望まれる中、担い手対策を雇用創出事業として位置付け、裾野の広い施策展開を図ることが求められており、新規就農を更に促進させるためには、部局横断的な連携の下での対策が急務と考える。府内各地域における法人化への取組みも顕著な中、意欲ある有為な人材を新規就農まで誘導する仕組みづくりの必要性について、どのように考えているのか。

【知事】 多様な担い手が一体となって地域農業を支える上で、大きな役割を果たしているのが、農作業の受託組織。この育成も重要。企業の経営の育成を重視した国の新たな経営対策の創設にあたり、農作業受託組織もその対象に加え、京都の実態に合った農業振興が図られるよう強く要請している。担い手の高齢化が進む中、新規就農の促進が必要であり、専業農家をめざす新規参入希望者には、実践農場の取組みを、また、定年退職し、農業をめざす人には、その条件に合わせた就農講座を実施するなど、多様な担い手を基本とした新規就農者の確保育成に努めている。新規就農希望者の中には、自営農業だけではなく、農業法人への就業を希望する人も多くあり、また、農業大学でも毎年農業法人に就職する卒業生が生まれているので、多様化する就農ニーズにも応えていくことが必要。このため、新規就農の窓口となっている農業開発公社で、今年度から、無料職業紹介事業を実施する。府若年者就業支援センター（ジョブカフェ）の取組みやハローワークとの連携を強める中で、若年層に対しても積極的に就農情報を発信するなど、就農の促進に努めていきたい。新規就農の促進のためには、受け入れ先である農地の確保や技術の習得に加え、住宅等の生活基盤の確保も大きな課題となっているので、総合的な就農条件整備に努めていたい。

【稲荷】 (2) 農村地域における水洗化の促進等、近代的で快適な日常生活を営むことのできる環境整備が、活力ある農村社会づくりに向けた重要な課題。①本年3月に策定された「京都府水洗化総合計画 2005」によると、農業集落排水事業による水洗化普及率を平成22年度末に88%まで高めていくとのことであるが、都市部の目標95%と比較すれば、未だ低い水準にある。こうした中、本計画を踏まえた今後の農業集落排水事業の取組方針はどうか。

【知事】 環境問題に大きな効果をもつ農村地域の水洗化については、未整備地域の早期解消をめざし、経済性及び整備の迅速性の観点も含め、市町村の意向をふまえ、府水洗化総合計画2005を作成した。この計画では、集合処理から浄化槽への変更など地域の実情に応じた見直しを行い、農村地域をはじめ、整備の遅れている地域の水洗化の促進化が図られる。平成32年度末には、農業集落排水普及率は99%を超え、ほぼ完了する見込み。都心に比べるとスピードが遅いのも事実。農村地域の定住条件整備や、魅力ある農山村整備を進めるためには、重点的に推進することが必要。

【稲荷】 ②地元亀岡市における農業集落排水事業については、4地区が完了したものの、3地区が事業実施中であり、一部未着手の地域も残されている。特に、川東地区では国営によるほ場整備が集中的に進められており、こうした生産基盤の整備に併せて水洗化事業を推進することが地域振興を図る上で重要な課題だが、河原林地区に続く馬路・千歳地区の集落排水事業の整備計画の見通しはどうか。

【知事】 亀岡市川東地域の農業集落排水事業は、国営のほ場整備とうまくタイミングを合わせる中で、事業を効果的に実施し、地域の総合的な振興につながるもの。市は、川東地域全体の整備計画に基づき、平成16年度に第一期事業で川東区に着手した。残された工区は、早期に事業化できるよう支援していきたい。